

議案第 23 号

上越市個人情報保護条例の一部改正について

上越市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上越市個人情報保護条例（平成 8 年上越市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号）第 4 条」を「個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 2 条」に改める。

第 10 条第 1 項第 4 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「法第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。